

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第2回）

日 時 平成20年8月21日（木）

午前10時

場 所 生駒市役所401・402会議室

次 第

案 件

- 1 当部会の検討事項について
 - (1) 意思決定の明確化について
 - (2) 広聴応答義務について
 - (3) 広聴対応機関について
 - (4) 財政状況の公表について

- 2 その他

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第2回）検討資料

<p>各市町条例 (1) 意思決定の明確化</p>	<p>【ニセコ町】 (意思決定の明確化) 第6条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。</p> <p>【伊賀市】 (意思決定過程の情報共有) 第8条 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。</p>
<p>生駒市としての考え方 (基本構想及び条例案 例示等)</p>	<p>【基本構想】 ●市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市民に理解されるよう努めなければならないことを規定する。</p> <p>【条例案例示】 (意思決定の明確化) 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市民に理解されるよう努めなければならない。</p> <p>【条例解説案例示】 意思決定の過程とは、市長が政策意思を決定する過程、すなわち「政策意思の形成過程」全般をいい、「どのような情報や案に基づき」「どのような議論を踏まえ」「どのように考え、いつ、どの時点で判断したか」等の政策決定の過程を明らかにすることを定めるもので、市は、請求に基づき公開するだけでなく、お知らせ、公表、説明等に努めるよう規定するものです。</p>

各市町条例
(2) 広聴応答義務

【二七〇町】
(意見・要望・苦情等への応答義務等)
第32条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。
2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。
3 町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。

【多摩市】
(説明・応答責任) 【再掲調査部会】
第20条
2 市の執行機関は、市民から寄せられた意見その他市民からの要望等に対し、応答する責任を負うものとします。

【伊賀市】
(苦情等への対応)
第50条 市は、市民から苦情、要望、提言、意見等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に答えるよう努めなければならない。
2 市は、市民から法令に規定する直接請求、争訟制度の手続等の方法について説明を求められたときは、説明をしなければならない。

【名張市】
(要望等への対応)
第15条 市は、市民からの要望、意見、提案等に対して迅速かつ誠実に対応するとともに、その結果を速やかに回答しなければならない。
2 市は、市民から寄せられた苦情について、その内容や原因を調査分析し、業務の改善を行うなど適切な措置を講じなければならない。

【篠山市】
(意見、要望及び苦情等への対応)
第21条 市は、市民からの行政に関する意見、要望及び苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとする。
2 市は、前項の規定による対応を迅速かつ適正に行うため記録を作成し、整理、保存に努めるものとする。

生駒市としての考え方
(基本構想及び条例案
例示等)

【基本構想】
●市は、市民からの意見、要望及び苦情等に誠実に対応するとともに、その記録の作成、整理、保存に努めなければならないことを規定する。

【条例案例示】
(広聴応答義務)
市は、市民からの行政に関する意見、要望及び苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとする。
2 市は、前項の規定による対応を迅速かつ適正に行うため記録を作成し、整理、保存に努めるものとする。

【条例解説案例示】
●市民からの意見や要望等に迅速に対応するとともに、その処理結果や理由等を速やかに回答することで、市民との情報共有及び信頼関係の構築を目指すものです。そのためには、職員一人ひとりの意識改革や各種手続への誠実な対応が必要となります。
●市民との対応を円滑に行うため、記録を作成し、その整理、保存に努めることを規定するもので、生駒市法令遵守推進条例により運用することになります。

【生駒市法令遵守推進条例】

(要望等の記録)

第6条 職員は、要望等（要望等を行う者（以下「要望者」という。）が公職者以外の者であるときにあっては、当該要望等が職員に対して職務に関する具体的な行為をし、又はしないことを求めるものに限る。）を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録するものとする。

2 要望等の記録に関し必要な事項は、規則で定める。

【生駒市法令遵守推進条例施行規則】

(要望等の記録)

第3条 条例第6条第1項の規定により要望等を記録するに当たっては、不実又は虚偽の記録をしてはならない。

2 条例第6条第1項の規定による要望等を受けたときは、要望等の意図及び内容を正確に把握するため、可能な限り複数の職員で対応するとともに、要望者に要望等を記録した内容（以下「記録内容」という。）の確認を求めるように努めるものとする。

3 条例第6条第1項の規定により記録する事項は、次に掲げる事項（要望者が明らかにしない事項を除く。）とする。

- (1) 要望等を受けた日時
- (2) 要望等を受けた方法
- (3) 要望等を受けた場所
- (4) 要望者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地
- (5) 要望等を受けた職員の所属名、職名及び氏名
- (6) 要望等の件名及び内容
- (7) 要望者に対する回答の内容
- (8) 要望等への対応の結果
- (9) 要望者による記録内容の確認の状況
- (10) 前各号に掲げるもののほか、要望等を記録するために必要な事項

(記録内容の報告等)

第4条 職員は、記録内容を所属長を経て、当該職員の所属に係る部長（市長事務部局の公室長若しくは部長、水道局長、消防長、教育委員会事務局の部長又は議会事務局長をいう。以下同じ。）に報告するものとする。

2 前項の場合において、職員が特別職に属する職員で常勤のもの又は教育長であるときは、当該記録内容を所管する部長に送付するものとする。

3 前2項の規定による報告又は送付を受けた部長は、当該記録内容について、次に掲げるところにより生駒市法令遵守対策会議に送付するものとする。

- (1) 記録内容が日常的、定例的又は軽易なものであるときは、毎月末日までに受けた要望等に係る記録内容を翌月の10日までに送付するものとする。
- (2) 記録内容が重要、異例又は不当要求行為に該当すると認めるときは、直ちに送付するものとする。

<p>各市町条例 (3) 広聴対応機関</p>	<p>【ニセコ町】 (意見・要望・苦情等への対応のための機関) 第33条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。</p> <p>【伊賀市】 (苦情等への対応) 第50条 3 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の設置に努めなければならない。</p>
<p>生駒市としての考え方 (基本構想及び条例案 例示等)</p>	<p>【基本構想】 ●市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の運用に努めなければならないことを規定する。</p> <p>【条例案例示】 (広聴対応機関) 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の運用に努めなければならない。</p> <p>【条例解説案例示】 生駒市法令遵守推進条例において、「要望等の記録その他要望等への対応の状況について、定期的に調査を実施し、必要な意見を述べること」を所掌事項とする法令遵守委員会が設置されており、当該委員会の適正な運用を保証する規定です。</p> <p>【生駒市法令遵守推進条例】 (法令遵守委員会) 第16条 この条例の規定によりその権限に属することとされた事項のほか、次に掲げる事項を所掌させるため、委員会を置く。 (1) この条例の施行に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議すること。 (2) 要望等の記録その他要望等への対応の状況について、定期的に調査を実施し、必要な意見を述べること。 (3) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 委員会は、委員3人をもって組織する。 3 委員は、学識経験者その他法令等又は行政の運営に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て市長が委嘱する。 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

各市町条例
(4) 財政状況の公表

【ニセコ町】

(財政状況の公表)

第45条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況（以下「財政状況」という。）の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。

【宝塚市】

(財政の仕組み)

第16条 市は、総合計画や行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立するとともに、財政状況を市民に公表しなければならない。

【生野町】

第29条 町は、毎年度の予算編成から決算認定まで、町民にわかりやすい方法で公表していくことに努めなければならない。

【伊賀市】

(財政状況の公表)

第55条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。

【名張市】

(財政等)

第24条

3 市は、財政状況及び財産の保有状況など市の経営状況に関する資料を作成し、市民に分かりやすく公表しなければならない。

【篠山市】

(財政運営の基本)

第9条

2 市長は、市が保有する財産の適正な管理及び運用に努めるとともに、市及び市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資する法人の財政状況を、市民に分かりやすく公表しなければならない。

生駒市としての考え方
(基本構想及び条例案
例示等)

【基本構想】

●市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならないことを規定する。

【条例案例示】

市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。

【条例解説案例示】

財政状況の公表は、地方自治法にも規定されていますが、市政運営にとって重要なため、本条例においても規定することとしました。公表に当たっては、市長の見解を付けて市民に分かりやすく公表する必要性を規定しています。

【地方自治法】

(財政状況の公表等)

第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

【財政状況の公表に関する条例】

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定に基づき、公表すべき財政に関する事項(以下「財政状況」という。)の公表に関しては、この条例の定めるところによる。